

化管法・安衛法の改正に伴う肥料事業の対応について

化管法(※1)・安衛法(※2)の改正に伴い、該当物質が追加されたため、化学物質を規定量以上含む場合、製品を取引するすべての事業者(農業従事者を含む)に対して肥料等においてもSDS(※3)の提供が必要となりました。

これに伴う対応について下記の通りご案内いたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

- ・SDSの提供方法については、ホームページ上にSDSの掲載をいたします。使用される肥料のSDSをご確認下さい。(以下の製品安全シート(SDS)をクリックしてください)
- ・銘柄ごとにラベル表示及びSDSの提供が必要と判断された銘柄については、都度追加修正させていただきます。

製品安全シート(SDS) (以下をクリックすると詳細が確認できます)

2017/10/02 [石灰窒素\(粒状、粉状、防散、細粒\)](#)

2019/03/31 [クミアイこめパワーマット](#)

- ※1 化管法： 特定化学物資の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- ※2 安衛法： 労働安全衛生法
- ※3 SDS： Safety Data Sheet：安全データシート

【お問い合わせ】

不明点がございましたら営農部 農地・営農相談室にお問い合わせ下さい。